

消費生活センターだより 暮らしのスクラム



～新聞の契約は慎重に～

事例①

3年前、訪問した業者に「5年分の契約をすれば掃除機をあげる」と言われサインをした。新聞は来月から入る約束だが他紙と重なる。販売店に解約を伝えると高額な掃除機の代金を請求された。

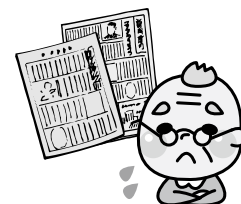
【アドバイス】

契約は3年前に成立しています。自己都合による解約は、クーリング・オフ期間が過ぎていると、双方で話し合うこととなります。解約時の景品代金のトラブルが増えています。



事例②

自分は高齢で新聞が読みづらくなった。解約したいと言うと「10年先までの契約だ。解約するなら違約金が必要だ」と販売店に言われた。



【アドバイス】

生活環境や身体状況の変化で新聞の契約を続けられなくなることがあります。長期契約は避けた方がいいでしょう。

契約内容は**新聞**です！
景品で**選ばない**で！

トラブルを避けるために

- 訪問販売の場合、**契約書を受け取ってから8日以内**であれば、**クーリング・オフ(無条件解約)**ができます
- 景品につられた契約は**しない**(景品額は上限規定があります)
- **長期間や、数年先からの契約などは慎重に！**

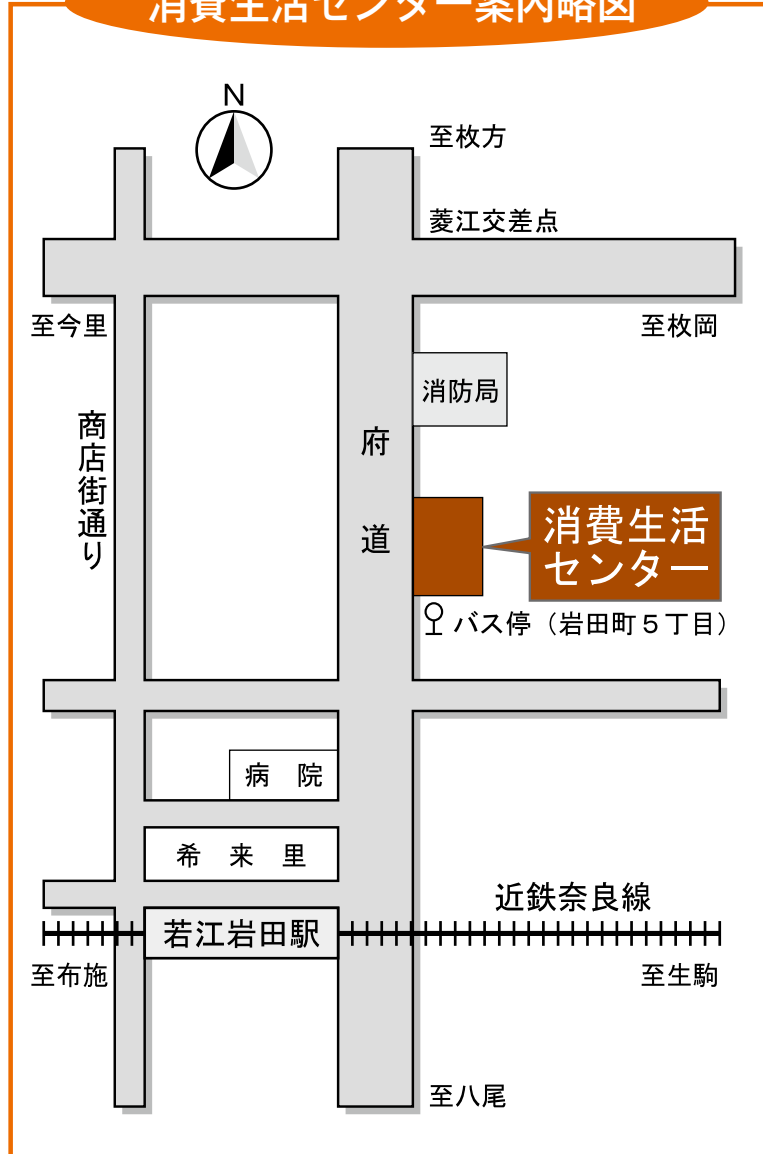


発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！

消費生活センターご案内

消費生活センター案内略図



〈消費生活相談窓口は〉

●電話

072-965-0102

●受付時間

午前9時30分～午後4時まで
(土・日・祝日を除く)

※ 来所相談の場合は、事前に電話予約してください。

●交通：近鉄奈良線若江岩田駅下車 北へ徒歩約5分

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002(事務所)

FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

… 相談窓口ではこんなことをしています …

◆自主交渉の助言

消費者がご自分で解決できる方法を助言します。

◆苦情処理のあっせん

契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。

◆専門機関の紹介

センターでお受けできない相談は専門機関へのご紹介をいたします。

◆消費生活にかかわる情報提供など

★消費生活センターでお受けできない相談

・事業者からの相談 ・個人間のトラブル ・行政への苦情 ・損害賠償の請求



〈土曜・日曜の相談窓口〉

土曜日…(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ☎06-4790-8110

日曜日…(公社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

表面もご覧ください!